

- (1) 会則
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 予算書

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、河川愛護団体補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した愛護団体に対して、河川愛護団体交付決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、補助金の交付を行わない。

(補助金の使用目的)

第6条 河川愛護団体は、交付を受けた補助金を別に定める費用以外の費用に使用してはならない。

(補助金の支払い)

第7条 市長は、補助金について概算払をすることができる。

(実績報告)

第8条 河川愛護団体は、毎年4月1日から同月20日までの間に、活動実績報告書および決算書により区役所まちづくり整備課長を経由して、市長に報告しなければならない。

(補助金交付の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助金事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合するものであるときは、交付すべき補助金の額を確定し、河川愛護団体補助金通知書により、当該補助金の交付を受けた河川愛護団体に通知するものと

する。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた河川愛護団体が、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取り消しにより交付決定を受けた者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。

(補助金の返還)

第11条 前条の規定による補助金交付の決定の全部又は一部の取り消しを受けた河川愛護団体は、交付を受けた補助金のうち、取り消しに係る部分に担当する補助金の額を速やかに市長に返還しなければならない。

(委 任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備局長が定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第4条に規定する書面等により行われたものとみなす。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年 3月15日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。